

西脇市地域生活支援拠点事業実施規程

(趣旨)

第1条 この規程は、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第116号）に基づき、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）の地域における生活支援に必要な機能を整備し、提供することを目的とした西脇市地域生活支援拠点事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業の内容)

第2条 この事業は、事業実施に必要な次に掲げる機能のいずれかを担う複数の事業者との連携による面的な支援体制（以下「地域生活支援拠点」という。）を整備することにより実施する。

- (1) 障害者等からの相談に応じる機能
- (2) 緊急時の受入れ及び医療機関への連絡等必要な対応を行う機能
- (3) 地域生活の受入れに向けた体験の機会又は場を提供する機能
- (4) 専門的な対応の体制確保又は専門的な人材の養成を行う機能
- (5) 多様なニーズに対応できる地域の体制整備等を行う機能

(対象者)

第3条 地域生活支援拠点における支援の対象となる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 市内に住所を有する障害者等
- (2) 市が援護の実施主体となる障害者等
- (3) その他市長が必要と認める者

(事業所の登録)

第4条 市長は、地域生活支援拠点を整備するため、第2条各号に掲げる機能の一部又は全部を担う事業所（以下「拠点事業所」という。）を登録するものとする。

2 前項の規定による拠点事業所の登録を受けることができる者は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者又は同項の指定障害者支援施設の設置者であること。
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者又は同法第24条の2第1項の指定障害児入所施設の設置者であること。
- (3) 法第51条の17第1項第1号の指定特定相談支援事業者又は児童

福祉法第24条の26第1項第1号の指定障害児相談支援事業者であること。

(拠点事業所の登録等)

第5条 拠点事業所の登録を受けようとする者は、その登録する拠点事業所ごとに、西脇市地域生活支援拠点事業所登録申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 地域生活支援拠点で提供する機能を担う旨を規定した運営規程
- (2) 前条第2項に規定する要件を満たしていることを証する書類の写し

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、登録の可否を決定し、登録を決定したときは、西脇市地域生活支援拠点事業所登録通知書(様式第2号)により通知するものとする。

3 前項の規定により登録の決定を受けた者(以下「登録事業者」という。)は、その登録した拠点事業所ごとに、実施した支援の内容について記録を作成しなければならない。

4 登録事業者は、前項の記録を作成した年度の翌年度から起算して5年間保存し、市長から当該記録の提出の求めがあった場合は、当該記録を提出しなければならない。

(拠点事業所の公表)

第6条 市長は、前条第2項の規定により拠点事業所を登録したときは、事業者名、事業所の名称、所在地、連絡先、地域生活支援拠点として担う機能その他市長が必要と認める事項を公表するものとする。

(登録内容の変更)

第7条 登録事業者は、拠点事業所の登録内容に変更が生じたときは、速やかに西脇市地域生活支援拠点事業所変更届出書(様式第3号)により市長に届け出なければならない。

2 前項の規定により届出のあった事項の公表については、前条の規定を準用する。

(拠点事業所の廃止)

第8条 登録事業者は、拠点事業所を廃止するときは、速やかに西脇市地域生活支援拠点事業所廃止届出書(様式第4号)により市長に届け出なければならない。

2 前項の規定により届出のあった事項の公表については、第6条の規定を準用する。

(登録の取消し)

第9条 市長は、拠点事業所が次のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 不正な手段により登録を受けたとき。
 - (2) 第2条各号に掲げる機能を担っていないと認めるとき。
 - (3) 第4条第2項各号に掲げる要件に該当しなくなったとき。
 - (4) その他市長が拠点事業所として適当でないと認めるとき。
- 2 市長は、前項の規定により登録の取消しを行ったときは、西脇市地域生活支援拠点事業所登録取消通知書（様式第5号）により当該登録事業者へ通知するものとする。

（定期的な情報共有）

第10条 市及び登録事業者は、地域生活支援拠点の機能の強化及び充実のため、互いに連携を図りながら協力し、事業の運営内容又は活動に対する情報共有を定期的に行い、障害者等の地域での生活の支援に努めるものとする。

（その他）

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。